

6 主な保全施業林分及び特別施業林分の現況

道有林の整備・管理上、多種多様な森林を目的別、施業方法別に次のとおり分類している。

(1) 保全施業林分

ア 保護林

希少性又は特異性を有している森林を恒久的に保存し、施業の参考とする。

名称	目的	林小班	面積 (ha)	蓄積		設定年
				針葉樹	広葉樹	
優良広葉樹保護林	優良広葉樹の保存と観察	90-01,20,45	27.56	1,477	8,200	S50
コナラ保護林	コナラ群生林の保存と観察	70-04	5.46		475	S50

イ 保健利用林

地域住民などの森林レクリエーションの場として供する。

名称	所在市町村	目的	林小班	面積(ha)	設定年
ほべつ道民の森	むかわ町	町民の憩いの場としての利用	26-52~ 54,80	5.43	H4

(2) 特別施業林分

ア 試験林

森林施業に資すべき試験を行っている森林。

自然公園特別地域等に設定した場合、それぞれの施業制限を遵守し試験を行う。

名称	目的	林小班	面積 (ha)	蓄積		設定年
				針葉樹	広葉樹	
ウダイカンバ人工林の密度管理試験林	立て木を定めた密度管理試験を行い、肥大成長、樹冠生長、収穫などについて検討	6-59	17.45		1,867	S50
グイマツ雑種 F1 低密度植栽実証林	低密度植栽による低コスト、省力化した造林技術の体系化を図るための検証	119-60	2.61	185		H16

イ 検定林

育種種苗の成長、形質、耐寒性等の検定を行っている森林。

林小班	樹種	面積 (ha)	蓄積		設定年	備考
			針葉樹	広葉樹		
68-67	ニホンカラマツ	2.64	1,272		S49	カラマツ精英樹次代検定林 検定番号 L-21
111-67	グイマツ、ニホンカラマツ、 チョウセンカラマツ	2.70	516		S51	グイマツ雑種次代検定林 検定林番号 G-19
127-53	ニホンカラマツ	2.63	1,567		S52	カラマツ精英樹次代検定林 検定番号 L-26

ウ 採種林(遺伝子保存林)

種子の採取を目的とした森林で、林業種苗法による指定を受けていない森林(採種林)。

または、林木育種事業を計画的に進めるため、現存する林木の優良遺伝子群を確保、保存するために設定された森林(遺伝子保存林)。

名 称	林小班	面積 (ha)	蓄 積		設定年	備 考
			針葉樹	広葉樹		
該当なし						

エ 母樹林

有用広葉樹種子採取源整備事業により有用広葉樹の種子採取を目的として指定された森林。

自然公園特別保護地域等に設定した場合、それぞれの施業制限を遵守し採取を行う。

林小班	樹 種	面積 (ha)	蓄 積		設定年	備 考
			針葉樹	広葉樹		
該当なし						

オ 採種園

育種種子の採取を目的として設けた園地。

名 称	林小班	樹種	面積 (ha)	設定年	備 考
該当なし					

カ 分収造林

分収造林契約に係わる森林。

保安林に指定された場合には、その施業要件を遵守しながら施業を行う。また、自然公園特別地域等に造成した場合、それぞれの施業制限を遵守し施業を行う。

林小班	樹 種	面積(ha)	蓄積	植栽年月日 設定年月日	契約期間 (自) (至)	分収 割合	備 考
		上段:植栽地 下段:その他	上段:N 下段:L				
152-51,52	アカエゾマツ	8.64	3,276	S35.9.1	S35.9.1 ~H47.8.31	3:7	モーラップ愛林緑化思想高揚記念林※国有地のため整備管理計画上の管理面積に含まない。

キ 分収育林

分収育林契約に係わる森林。

保安林に指定された場合には、その施業要件を遵守しながら施業を行う。

林小班	樹 種	面積(ha)	蓄積	植栽年月日 設定年月日	契約期間 (自) (至)	分収 割合	備 考
		上段:植栽地 下段:その他	上段:N 下段:L				
該当なし							

7 管理及び計画の沿革

(1) 管理の沿革

年度	沿革の概要
明治 39 年 (1906)	7月、地方費模範林として勇払郡鷓川村累標・幌内にわたる面積 23,140 町歩を国より譲与され、9月告示第 429 号によって累標・幌内に、それぞれ監護員駐在所を設置する。
明治 40 年 (1907)	3月、告示第 107 号によって幌内監護員駐在所を振老に移設し振宅監護員駐在所と改称する。 4月、告示第 179 号によって振内に北海道地方費森林振老事務所を設置する。
明治 44 年 (1911)	10月、地方飛行有林として、4,950 町歩を国より譲与される。
明治 45 年 (1912)	4月、告示第 228 号によって、累標監護員駐在所を勇払郡似湾に移転し、似湾監護員駐在所と改称する。
大正 9 年 (1920)	5月、告示第 336 号によって、紅葉山に監護員駐在所を設置する。
大正 11 年 (1922)	3月、地方費公有林として、3,157 町歩を国から譲与される。
大正 12 年 (1923)	6月、告示第 441 号によって、振内事務所を安平村字追分に移し追分森林事務所と改称する。
大正 13 年 (1924)	7月、告示第 500 号によって、これまでの監護員駐在所を分区員駐在所と改称し、紅葉山を移転、追分分区員駐在所と改称した。
昭和 11 年 (1936)	3月、告示第 218 号によって、森林事務所を苫小牧に移転し、苫小牧森林事務所と改称する。
昭和 17 年 (1942)	11月、地方費林に合併され、従来の森林事務所は、室蘭営林苫小牧作業所となる。
昭和 18 年 (1943)	9月、機構改革によって、苫小牧作業所は、苫小牧営林区署となり、その管理経営に当たった。
昭和 22 年 (1947)	5月、地方自治法の改正によって、国有林は農林省移管と同時に地方費林は、再び独立して道有林となり、苫小牧第一営林署が管理経営に当たり、追分・胆振・幌内・穂別・中穂別・栄駐在所となる。 10月、告示第812号によって、苫小牧第一営林署は、苫小牧林務署と改称する。
昭和 30 年 (1955)	6月、告示第 997 号によって、中穂別駐在所を稲里駐在所と改称する。
昭和 37 年 (1962)	4月、告示第 538 号によって、早来駐在所を設置した。
昭和 42 年 (1967)	4月、事業区を廃止し、苫小牧経営区と改称した。 10月、規則第 135 号によって、胆振幌内駐在所を厚真町に移転し、厚真駐在所と改称した。
昭和 44 年 (1969)	8月、規則第 75 号によって、追分・早来・厚真・穂別・稲里・栄駐在所を統廃合し、追分・厚真・穂別事務所と改称した。
昭和 63 年 (1988)	6月、規則第 75 号によって、追分事務所を厚真事務所に統合する。
平成 4 年 (1992)	4月、規則第 53 号によって、厚真、穂別事業所を廃止する。
平成 6 年 (1994)	4月、規則第 57 号によって、苫小牧林務署を苫小牧道有林管理センターと改称する。
平成 14 年 (2002)	4月、機構改革により、苫小牧道有林管理センターを胆振森づくりセンターと改称する。
平成 22 年 (2010)	4月、北海道支庁制度改革により、胆振森づくりセンターを胆振総合振興局森林室と改称する。

(2) 計画策定の沿革

名 称	設定年度	区域	面積	実行期間		備 考
				期間	年数	
編成案 第一次検討案 第二次検討案 第三次検討案 第四次検討案	明治44年 昭和 3年 昭和14年 昭和22年 昭和28年	鷓川事業	13,245.34ha 13,270.18ha 13,270.18ha 13,270.18ha 13,022.84ha	明治42年～昭和 3年 昭和 3年～昭和14年 昭和15年～昭和24年 昭和23年～昭和28年 昭和27年～昭和31年	20 11 10 6 3	
編成案 第一次検討案 第二次検討案 臨時収穫造林基案 第三次検討案	大正元年 大正12年 昭和 7年 昭和24年 昭和26年	旧滝の上 事業区	4,953.12ha 9,156.50ha 8,959.52ha 5,588.78ha	大正 2年～大正12年 大正13年～昭和 7年 昭和 8年～昭和24年 昭和25年～昭和26年 昭和27年～昭和31年	11 9 17 2 5	厚真事業区の一部併合
編成案 第一次検討案 第二次検討案 臨時収穫造林基案 第三次検討案 修正案	明治41年 昭和 3年 昭和12年 昭和24年 昭和26年 昭和28年	旧厚真 事業区	9,691.91ha 9,715.07ha 13,126.40ha 13,176.40ha	明治42年～昭和 3年 昭和 4年～昭和12年 昭和13年～昭和24年 昭和25年～昭和26年 昭和27年 昭和28年～昭和31年	20 9 12 2 1 4	滝の上事業区の一部併合
臨時編成案 第一次施業案 第一次修正案	昭和32年 昭和36年 昭和38年	苫小牧 林務署	31,645.40ha 31,654.60ha 31,654.60ha	昭和32年～昭和36年 昭和37年～昭和38年 昭和37年～昭和41年	5 2 5	鷓川事業区 13,018.05ha、滝の上事業区 5,531.96ha、厚真事業区 13,095.39ha 各事業区とも面積は臨時編成案と同じ 各事業区とも面積は臨時編成案と同じ
第一次経営計画 第一次変更経営計画 昭和46年経営計画 昭和48年第一次変更計画 昭和50年第二次変更計画 臨時編成案 昭和52年経営計画 昭和55年第一次変更計画 昭和57年経営計画 昭和59年第一次変更計画 昭和62年経営計画 平成元年第一次変更計画 平成4年経営計画 平成8年第一次変更計画 平成9年経営計画 平成10年第一次変更計画 平成12年第二次変更計画	昭和41年 昭和43年 昭和45年 昭和48年 昭和50年 昭和50年 昭和51年 昭和55年 昭和56年 昭和59年 昭和61年 平成 元年 平成 3年 平成 8年 平成 8年 平成10年 平成12年	苫小牧 経営区	31,652.57ha 33,245.04ha 33,245.04ha 33,245.04ha 33,470.08ha 33,470.08ha 33,470.08ha 33,475.36ha 33,475.36ha 33,444.00ha 33,444.00ha 33,444.00ha 33,444.00ha 33,444.48ha 33,444.00ha 33,444.48ha	昭和42年～昭和46年 昭和43年～昭和45年 昭和46年～昭和50年 昭和48年～昭和50年 昭和50年 昭和51年 昭和52年～昭和54年 昭和55年～昭和56年 昭和57年～昭和59年 昭和60年～昭和61年 昭和62年～平成 元年 平成 2年～平成 3年 平成 4年～平成13年 平成 8年 平成 9年～平成18年 平成10年～平成11年 平成12年～平成13年	5 3 5 3 1 1 3 2 3 2 3 2 10 1 10 2 2	事業区を統合して経営区とする 大和炭鉱跡山に伴う箇所の変更 北炭観光株式会社から買収 1,703.92ha
平成14年整備管理計画 平成19年整備管理計画 平成25年整備管理計画 平成29年整備管理計画 平成31年第一次変更計画 令和4年整備管理計画 令和4年第一次変更計画	平成13年 平成18年 平成24年 平成28年 平成30年 令和 3年 令和 4年	胆振 管理区	33,411.84ha 33,401.60ha 33,398.24ha 33,343.76ha 33,343.76ha 33,339.38ha 33,339.38ha	平成14年～平成18年 平成19年～平成24年 平成25年～平成28年 平成29年～平成30年 平成31年～令和 3年 令和4年～令和4年9月 令和4年10月～令和13年	5 6 4 2 3 0.5 9.5	北海道的胆振東部地域による伐採計画等の変更 II 分期の伐採計画量の見直し